

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

一般職の職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費支給規則（昭和28年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1・2 [略]</p>	<p>附 則 1・2 [略]</p> <p><u>3 条例第2条第2項第3号に規定する職員が退職した場合は、当分の間、第1条の2第1項各号に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる職員が当該各号に定める年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合（定年の定めのない職を退職した場合及び同項各号に掲げる場合に該当する場 合を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第5条第1項第5号アに規定する医療職 給料表(1)の適用を受ける職員を除く。） 60歳</u></p> <p><u>(2) 職員の定年等に関する条例第3条ただし書の規定の適用を受ける職員 65歳</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。